

【支給の額】(令和6年9月分まで)児童一人当たりの支給額は以下の通りです。

●0歳以上3歳未満(3歳の誕生日まで)	月額 15,000円
●3歳以上小学校修了前の 第1子・第2子	月額 10,000円
〃 第3子以降	月額 15,000円
●中学生	月額 10,000円
① 児童手当所得制限額以上の方(特例給付)	月額 5,000円
② 特例給付所得上限額以上の方	支給されません

【所得制限額】(令和6年9月分まで)

●父母で主に生計を支えている方(恒常的に所得の高い方)が請求者となり、その方の所得が下記の表の①未満の場合、児童手当(児童一人当たり10,000円または15,000円)を、所得が①以上②未満の場合、特例給付(児童一人当たり5,000円)を支給します。  
令和4年6月分(令和4年10月支給分)から令和6年5月分(令和6年6月支給分)までの児童手当等は、受給者の所得が下記表の②以上の場合、支給されません。児童手当・特例給付が支給されなくなったあとに所得が②を下回る年があった場合、支給を再開させるためには改めて認定請求書等の提出が必要となります。

扶養親族等の数 (税申告上) (同一生計配偶者を含む)	① 児童手当 所得制限額		② 特例給付 所得上限額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	630	833.3	866	1071
1人	668	875.6	904	1124
2人	706	917.8	942	1162
3人	744	960	980	1200
4人	782	1002	1018	1238
5人	820	1040	1056	1276

※所得とは、給与収入の場合は「給与所得控除後の金額」、事業所得の場合は「総収入から必要経費を控除した金額」を指します。他にも加算できる控除(雑損、医療費、小規模企業共済掛金、障がい者、ひとり親等)がありますので、詳しくはお尋ねください。

※老人扶養がある場合は、1人につき6万円を上記の額に加算できます。

※給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合は、給与所得の金額及び公的年金等に係る所得の金額の合計額から10万円を控除できます。

※上記制限額・上限額には所得から一律に控除できる8万円を含めています。